

教科用図書第二採択地区協議会規程

(目 的)

第1条 この採択地区協議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、第二採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書について協議して、種目ごとに同一の教科用図書を選定することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、教科用図書第二採択地区協議会(以下「協議会」という)と称する。

(構成団体)

第3条 この協議会は、滋賀県教科用図書採択地区(昭和39年滋賀県教育委員会告示第1号以下「採択地区」という)に所属する市教育委員会をもって構成する。

(委 員)

第4条 この協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから18名以内をもって組織する。

- (1) 採択地区に所属する市の教育長
- (2) 採択地区に所属する市の教育委員の代表
- (3) 採択地区内の小中学校の保護者の代表

2. 委員の任期は1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、協議会の委員となることができない。

(役 員)

第5条 この協議会に会長1名、副会長1名、監査員2名、幹事若干名を置き、任期を1年とする。ただし、再選をさまたげない。

2. 会長、副会長、監査員は、委員の互選とする。

3. 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5. 監査員は、会計を監査する。

6. 幹事は、関係市教育委員会の指導主事および事務局関係職員とし、会長が委嘱する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3. 議事は、協議により決するものとする。

4. 会議は、中立、公正・公平性を確保するため非公開とする。

(事務所)

第7条 この協議会の事務所は、会長所在地市教育委員会に置く。

(教科用図書の選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は第10条第5項の報告及び滋賀県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し決する。

2. 前項の協議が調わない種目があるときは、その都度選定の方法について協議する。

(選定した教科用図書の通知)

第9条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく採択地区に所属する市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(調査委員会)

第 10 条 この協議会に教科用図書を調査研究するための諮問機関として種目ごとに調査委員会を設置し、調査員若干名を置く。

2. 調査員は、協議会にはかり会長が委嘱する。
3. 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。
4. 各種目の調査委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。
5. 委員長は、委員会の運営をはかるとともに、各調査員の意見を取りまとめ、採択地区内において採択する教科用図書の選定に必要な資料を作成し、協議会の会議に報告する。
6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
7. 幹事および会長から要請があった採択地区内の指導主事等は、調査委員会に出席して意見を述べることができる。
8. 調査委員会は、中立、公正・公平性を確保するため非公開とする。

(公文書の公開について)

第 11 条 次に挙げる公文書については、協議会を構成する各市教育局において教科用図書を採択した後、協議会事務局のホームページにて、遅滞なく公表する。

- (1) 教科用図書採択までの経過
 - (2) 協議会議事概要
 - (3) 使用教科用図書選定結果および選定理由
 - (4) 教科用図書調査研究資料
2. 次に挙げる公文書については、情報公開請求があった場合、協議会を構成する各市教育局において教科用図書を採択した後、協議会事務局において、遅滞なく公表する。
- (1) 協議会委員氏名
 - (2) 協議会議事録
 - (3) 教科用図書第二採択地区調査委員会調査員氏名

(公文書の保存期間)

第 12 条 公文書の保存期間は、当該文書に係る事案が完結した日の属する年度の翌年度より 5 ヶ年間とする。

(経 費)

第 13 条 この協議会の運営に要する経費は、採択地区に所属する市の協議により決定した額について、採択地区に所属する市が負担する。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日一部改正

この規程は、平成 29 年 8 月 7 日一部改正

この規程は、令和 4 年 5 月 10 日一部改正